



平成 25 年 4 月 5 日

各 位

会 社 名	株式会社クロニクル
代 表 者 名	代表取締役社長 堀 達 夫 (JASDAQ・コード 9822)
問合せ先役職・氏 名	常務取締役経営企画本部長 久保田 峰夫
電 話	03-5733-0641 (代 表)

## 会計監査人の異動及び一時会計監査人の選任に関するお知らせ

当社は、当社の会計監査人であります清翔監査法人との監査契約の解除について、平成 25 年 4 月 5 日付で合意いたしました。また、本日開催の監査役会において、会社法第 346 条第 4 項及び第 6 項の規定に基づき、一時会計監査人を選任いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項及び第 2 項の監査証明を行う公認会計士等についても同様であります。

### 記

#### 1. 異動の決定又は異動に至った理由及び経緯

当社は、平成 25 年 1 月 25 日付「第三者調査委員会設置のお知らせ」、及び平成 25 年 2 月 5 日付「第三者調査委員会の委員選任に関するお知らせ」、平成 25 年 2 月 12 日付「第三者調査委員会の調査の詳細に関するお知らせ」、平成 25 年 3 月 14 日付「第三者調査委員会の「中間報告書」受領に関するお知らせ」及び「除外事項を付した限定付結論が記載された四半期レビュー報告書の受領及び第 1 四半期報告書の提出に関するお知らせ」にて開示いたしましたとおり、過去の会計処理について、訂正を要する事象が生じ、清翔監査法人に対し過年度財務諸表の監査について依頼しておりましたが、過年度訂正報告及び平成 25 年 9 月期の限定付結論が記載された第 1 四半期報告書の監査において当社と清翔監査法人と見解・方針の相違があり過年度訂正報告書の監査が未了となっていることにつき、同監査法人と過年度訂正監査対応等について協議いたしました結果、同監査法人との監査及び四半期レビュー契約を合意解除することといたしました。

そのため、会計監査人が不在となる事態を回避し、適正な監査業務が継続的に実施される体制を維持するため、当社グループの現在の状況や今後の経営計画に対する理解などを総合的に判断し、平河町公認会計士共同事務所を一時会計監査人に選任し、就任の応諾をいただいております。なお、清翔監査法人からは、監査業務の引継ぎについての協力を得ることができる旨、確約を頂いております。

2. 退任する会計監査人の名称及び事務所所在地等

名称 清翔監査法人

所在地（主たる事務所）東京都新宿区新宿1丁目15番8号

業務執行社員 公認会計士 倉岡 隆典

公認会計士 近 暁

3. 就任する一時会計監査人の名称及び事務所所在地等

名称 平河町公認会計士共同事務所

所在地（主たる事務所）東京都千代田区平河町二丁目14番11号

業務執行社員の氏名 公認会計士 森 浩彰

公認会計士 瀧元 一

日本公認会計士協会の上場会社監査事務所登録制度における登録状況：

準登録事務所名簿に登録済み

4. 異動年月日 平成 25 年 4 月 5 日

5. 退任する会計監査人の直近における就任日 平成 23 年 12 月 22 日就任

6. 退任する会計監査人が直近3年間に作成した監査報告書等における意見等

過年度に行われた一部の会計処理に対し訂正の内容について纏めることができず、当該部分についての監査が完了していないことから、平成 25 年 9 月期第 1 四半期報告書のレビューにつき当該訂正が四半期連結財務諸表に与える影響を除くという除外事項を付した限定付結論のついた報告書を受領しております。

7. 1 の理由及び経緯に対する監査報告書等の記載事項に係る退任する会計監査人の意見等

特段の意見はない旨の回答を得ております。

8. 退任する会計監査人が7の意見を表明しない理由及び当社が退任する会計監査人に対し、意見の表明を求めるために講じた措置の内容

該当事項はありません。

以 上